

# 三木町農業委員会

令和5年8月 定例会議事録

# 三木町農業委員会

## 令和5年8月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 令和5年8月18日  
(会議時間) 14:45～16:25  
(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 1番  | 松田 | 隆雄 |
| 2番  | 森  | 宏樹 |
| 3番  | 古市 | 哲  |
| 4番  | 藤澤 | 勇一 |
| 5番  | 平井 | 直行 |
| 6番  | 溝渕 | 常雄 |
| 7番  | 川田 | 正憲 |
| 8番  | 鈴木 | 勤  |
| 9番  | 地下 | 三  |
| 10番 | 北岡 | 利幸 |
| 11番 | 高重 | 浩二 |
| 12番 | 原内 | 健正 |
| 14番 | 沖藤 | 高奨 |
| 15番 | 阿部 | 一義 |
| 16番 | 岡田 | 久  |
| 17番 | 多田 | 幸子 |
| 18番 | 溝渕 | 廣明 |
| 19番 | 高尾 | 壽一 |

欠席委員数 1名

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 13番 | 山地 | 孝志 |
|-----|----|----|

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

14時45分 開会

- 事務局 失礼いたします。先程は全体会議、お疲れさまでした。引き続きにはなりますが、8月の農業委員会定例会を開会いたします。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は農地法関係議案15件と農用地利用集積計画及び促進計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、本日の議事録署名委員につきましては、山地委員さんと松田委員さんでございしますが、山地委員さんが少し体調が悪いということで署名ができなくなったので、平井委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは高尾会長よろしく申し上げます。
- 会長 それでは初めての定例会でございますので、進め方も説明しながらいきたいと思います。議案書については何日か前にお手元に届いていると思います。議案第1号から5号まで、それから報告第1号、2号という順番でいきたいと思います。進め方は1号は農地法第3条ということで、農地法の第3条は農地の貸し借りと売買ということです。それをまずやって、それから2号は農地法の第5条で、第5条は名義が変わるとともに転用ができるというような内容でございますので。通常でしたら第4条が先に来るんですけども、第4条は自分の名義の土地を転用するという内容でございます。今日の議案の3号の第5条の事業計画変更というのは、農地転用の許可は出したけど、その内容について概ね30パーセント以上の変更があれば事業変更をなさいよということです。それから議案第4号 農業経営基盤強化促進法で農用地の貸し借りですね。農用地の貸し借りの申請についての審議ということになります。議案第5号は農地機構の借り手の変更やな。農地機構さんの中間管理事業の中身の借り手の変更ということです。あと報告の1号、2号は農地法第18条第6項の貸し借りしたのを途中で解約するという内容でございます。1号は賃貸の場合ですね。賃貸の場合の途中の変更。2号は使用貸借で賃貸料が無しの場合の途中での返還という内容になっております。そういうことで事務局から順番に説明を受けながら審議していくという形をとってまいります。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。  
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 この審議はですね。それぞれ地区の担当の農業委員のみなさんからそれぞれについて補足の説明をいただくということになります。というのは、ここにあります譲渡理由の補足等の情報がありましたら披露していただきたいという形でいきたいと思います。早速1番ですね。それでは、地区担当の農業委員の方、補足の説明がございましたら、お願いします。
- 鈴木委員 1番。氷上、鈴木です。譲渡人が田を売って、譲受人が田が曲がったんを真っ直ぐにして売買をしますんで。別に問題はありません。
- 会長 譲受人は高齢ですが、お元気ですか。
- 鈴木委員 元気です。

会長 2番。

森委員 2番と3番につきましては、すぐ目の前に大規模農道が何十年か前についてまして。それがついた時にちょっと残地の関係で残っていたものを現状ではそれぞれの所有者が作っしょんですけれども、登記上が変わってなかったので、後で出てくる転用申請に関連して今回現状ある形にお二方が農地の所有権を交換という形で現状に合わすという申請で、2号と3号がお互いの交換のそれぞれでございます。それから4番につきましては、実際所有者の方は高松市の方にお住まいの方で全然農地は作れていないので、作れる方に所有権を移すという内容です。この3件につきましては特に問題はないかと思えます。番号の5番につきましては、申し訳ないですが私は把握していないので事務局の方で良ければお願いしたいと思います。

事務局 番号5番について、事務局の方から補足の説明をさせていただきます。番号5番ですが所有者の方が二人とも町外に住んでいて高齢により農業ができないとのことで、隣接農地を耕作している譲受人に売買する話がまとまって今回の申請に至りました。以上です。

会長 はい。番号6番。

古市委員 番号6番ですが、譲受人は家族で稲作の趣味を営んでおりまして、特に問題はないと思えます。

会長 はい、ありがとうございます。今、農業委員からの説明が終わったんで、それぞれについて質問がありましたら質問の時間とします。知らない地区なんで、どれがどうというのは言いにくいとは思いますが、3条については各地区の農業委員さんの確認印がありますんで、それに則っていききたいと思います。特に6件について質問はありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決したいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請6件でございますが、承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号です。4条がある場合はですね、4条、5条まとめて現地調査に行きますので、提案としては事務局から、今日の場合ですと議案の第3号の事業変更まで、ここまで一括して事務局より説明していただきたいと思えます。

事務局 はい、失礼いたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について説明します。議案書の3ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の位置図も併せてご覧ください。

【議案第2号、第3号について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 農地法の第4条、5条ですね。それと事業計画変更は前もって現地調査へ行きます。その報告をするということになりますので、報告をまずお願いしたいと思います。

松田委員 それでは、現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年8月10日(木)の午前9:00から5条申請8件、第5条の事業計画変更1件につきましては、高尾会長、溝渕副会長、私、事務局2名の計5名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題と

なったのは、5条申請の番号3です。一部、公図と現況の農地の形が合っていないところがありましたが、分筆し現況に合わせて3条の所有権移転を行うため、影響はないと思われます。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 ありがとうございます。今、現地調査の報告があったので、そのあとにですね、3条の時と同じように担当地区の委員の方の補足の説明をいただくというふうに進めてまいります。では、5条の1番からお願いします。

藤澤委員 まず、5条の1番ですけれども、いわゆる■■■■ですけれども、1, 956㎡を駐車場にするということで、これにつきましては前々から子供さんが体操するときですね、区切ってせなんだら体操できんという様な状況でございました。それで職員さんが25名居るそうです。その25名の職員さんは一般の民間の土地をお借りしてですね、駐車場を使つとるということでございます。今の状況でいきよつたら、混雑して帰るときにいかんということで。それで隣接しとる人と話をしてですね、土地を売っていただくということでございます。長年の夢が叶うということで■■■■さんもあんじょうしとると思います。今度の駐車場は45台程度駐車できるということでございます。そういうことでよろしくお願ひいたします。

もう一点、2番ですけれども。太陽光パネルですかね。これがだいぶん前に■■■■が来るといふ場所があったんですけれども、■■■■の場所というのが赤く塗っている場所の西側になります。転用するのは東側の一带ということで、資材の搬入はどうするんですかということをお聞きしたんですが、隣接の■■■■さんの方でどうぞ自由に通ってください、使ってください、そういう話を受けとるようでございます。そういうことでございますんで、この案件についても何ら支障がないと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

会長 3番ですけれども、皆さん、場所は分かりますか。左上にちょっと字が見えとるのが■■■■、■■■■の北側に建っている■■■■、場所的には■■■■の東側の一带ですね。かなり広いんで。そういうふうにご理解いただけたらと思ひます。

鈴木委員 3番ですけれども、■■■■さん、■■■■さんです。もうお婆ちゃんも亡くなつてする人も居らんので売ると言うんと、それと裏の■■■■さんと両方がここに大きなんがあるんでできん言うんで売るそうです。それで26軒建ちます。それから水利やなんかは話はついとると。それとさっきあったこの分で真っ直ぐ■■■■さんやな。田を真っ直ぐにちょっといがんどたんで、この北の隣のところでいがんどつたんを真っ直ぐするということで。話もついでますので別に異状はありません。以上です。

平井委員 4番は上高岡の■■■■があることころの北ての三差路の角っこです。運送業をしよるところの人が買って、駐車場にするということで。■■■■に面しておりまして、南からも入るし、東からも出入りするといふ、非常に駐車場としては良いところではないかと思ひるので問題ないと思ひます。また水利の方も話がついております。以上です。

原内委員 5番の方ですけれども、この近くで資材置き場みたいなのを使っていたことがあつて資材置き場の拡張やと思ひます。元々、あんまり使われていなかったところやったんで、問題はないと思ひます。

森委員 番号の6と7でございますけれども、先ほどの議案1号の2番、3番で出てきました、■■■■さんと■■■■さんが現状に合わせて交換するといふ中で■■■■さんの■■■■が分家住宅を建てるといふことで、進入路の入口のところに交換するものの一部が残つとりまして、その部分は■■■■さんから■■■■さんが購入すると。残っている宅地のメインのところは■■■■ですので■■■■さんから使用貸借で借りてそこに分家住宅を建てるといふことで問題はないかと思ひます。

8番につきましては、これもこの前に言つたように娘さんが実家の隣に土地を借りて家を建てるといふ話ですので、支障はないかと思ひます。よろしくご審議をお願ひいた

します。

会長 はい、ありがとうございました。議案第2号ですね、農地法5条の関係、8件ございますが、それぞれご質問がある方はございますか。

藤澤委員 それでは1点だけ、ご質問させていただきます。5条申請の3番ですね、住宅団地ができるということでございますけれども、東側は町道■■■■でございまして、道路幅員が4mあるかないか、そういうことでここを造成した場合にこの出入りを安全に走行するにはどなんしたら良いかということ、私としては意見を言わせてもらいますので事務局の方で取組みをよろしくお願いします。

事務局 道路幅員が狭いので近隣住民の通行に支障が出るのではないかというご意見でよろしいですかね。一応、開発の方も絡んでおまして、地元の住民の方には説明会で工事の時間帯も考慮したうえでやってくれという話を工事業者の方からするように土木建設課とも連携してやっておるので、それ以上のことは農業委員会の方からは特に言えないかなというような判断です。

藤澤委員 この進入道路は6mですか。住宅団地に入っていく幅員。

事務局 6mですね。

藤澤委員 6mやな。4m足らずの所とこれはセットやな。セットなら交通安全上、何か指導をせないかんとします。会長、そういう様なことで。

会長 ここは面積が広いのでね、土木建設課と協議事項になろうかと思えます。そこらはしっかりとお願ひしたいと。

事務局 はい。

会長 他にご質問はございますか。古市委員さん。

古市委員 5条申請の2番なんですけれども、進入路を西側の方からとるということで先程説明があったかと思うんですが、それは文書で契約はされとんでしょうか。

藤澤委員 先程説明したように隣接の所有者と利用者が話をしてですね、そこを通らなんだら資材の搬入はできないんですよ。そういうことで通ってええよという話はしとるときいております。

事務局 ■■■■の方から通行の承諾は出ています。

古市委員 文書で。

事務局 文書で出ています。

会長 出来上がってしまっからのメンテナンス上の通行というのはどうなるんかの。そこらも承諾に入っとるんか。

事務局 併用地の利用承諾も入ってますね。

会長 作った後のメンテナンスで。

藤澤委員 かなり面積が大きいから資材の搬入のボリュームは大きいと思えますよ。

会長 それも文書が入っとるみたいで。その他、よろしいですか。

委員一同 (質問なし)

会長 無いようであれば採決に入ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についても含めて、承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。  
続きまして、議案の第4号ですね。これはですね、農地の貸し手と借り手が相対でB4のシート2枚で契約して持ってくるやつの内容と6番以降は農地機構さん経由での案件、これは去年から相対と農地機構関係の契約が一括して審議できるということになりましたんで。続き番号で一括して書いてます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明します。議案書の7ページをご覧ください。  
【議案第4号について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 この4号の議案はですね、さっきも言った1番から5番までは相対で契約して農業委員会に持ってくるやつなんで、各地区の農業委員さんの方は把握してない内容かと思えます。地区内のがありましたらご確認をお願いしたらと思います。それから6番以降の農地機構経由のやつは地元の推進委員さんが貸し手と借り手のマッチングの時に立会いをするということに進んでおる案件です。ですから、農業委員さんの方には情報が来ないやつがあるかもしれません。推進員の方は立会いしている内容でございます。今日の8番、9番は売買になるんやな、売買ですね。売買で700,000というやつは田中でもバルブがついているところ。

会長職務代理 そやのう、2,000円そこそやけんのう、道淵で、2,000円超しとんかな。

藤澤委員 単価的に良いなあ、これ。今まで調べとるやけど、300,000、400,000やけんなあ。

会長職務代理 ■さんの前は道淵やけんね、高いと思う。田1枚入ったら40万やけんなあ。

会長 道沿いということですか。  
そしたら採決に移ってよろしいですか。

委員一同 (質問なし)

会長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認ということで。それでは、議案第5号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第5号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について説明します。議案書の10ページをご覧ください。  
【議案第5号について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。



会長 これは先月もあった分やね。借り手の変更で良いんやね。

事務局 そうです。

会長 はい。この前の議案ではなくてですね、契約しておった途中で借り手を変更するという内容のことですね。

会長職務代理 会長、かまんですか。5号の1番ね。■■■さん、これ、米・麦を作るようになってんやけど、今の耕作面積と担い手なとんですかね、この方は。

事務局 こちらの方、確認したところ、今年の4月から認定農業者になっているそうでメインは高松市の方での活動ということですよ。

会長職務代理 現在、麦作とんやね、高松市で。

事務局 そうですね。■■■さんの方から農地の方をどんどん経営移譲で受けていっきよるといような形のように。

会長 他にありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決を行います。議案第5号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について、借り手の変更ということですね。これについて承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。では、報告事項は2件でございます。続けて報告をお願いします。

事務局 失礼します。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借返還通知について説明します。  
【報告第1号、報告第2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告1号、2号、共に報告事項ですが、特にご質問がございましたら、特にありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは審議、報告事項は以上ということにいたします。続きまして、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。この常設というのはですね、以前、委員された方はなかったことなんですけど、新しい制度になって、各市町の農業委員会から許可相当になったのが県に流していきます。その時に面積の大きい2,000㎡以上の案件については常設審議委員会の意見を聴くという制度になりまして、それに基づいて開設している会でございます。メンバーは県下の農業委員会の会長さん、農協さん、農業共済、県会議員も若干きています。そういうメンバーでの審議会です。それをやるように新しい制度になりましたので、それに則った審議の、いまのこの表ですね。その月に審議した案件の広さを合計したやつです。ここにありますように香川県と三木町で分けてまして、農地法の第4条は、香川県が1件、9,342.00㎡、三木町分については7月は出していません。農地法第5条につきましては、香川県が16件、81,498.15㎡、三木町としては今月は出ていません。ちなみに8月の常設審議委員会には今日の審議にかけました、■■■の横のソーラーと氷上の分譲住宅の2件、三木町から出ている

んで、5条の所がその数字が来月は入ってくるというふうになるかと思えます。そういう内容の数字でございます。  
経営改善計画認定申請、資料はみんなに渡っとん。

事務局 行ってます。

会長 では、次に3番の農業経営改善計画認定申請について、これはですね、認定農業者の更新とか新規の内容です。

農林課職員 本日は農業経営改善計画認定申請に関してお時間を頂き、誠にありがとうございます。今回の申請については認定申請者ご自身によって、5年後の目標である経営改善計画を基に香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言・指導を交え、三木町の基本構想との整合性を図りながら農業経営改善計画を作成したものです。お手元の方にお配りしている資料をご覧ください。今回は1経営体の新規申請、6経営体の更新申請を行うこととなっています。それでは順を追って抜粋しながら説明させていただきます。  
【農業経営改善計画について朗読（別紙、農業経営改善計画認定申請書のとおり）】  
以上で農業経営改善計画の説明を終わります。ご意見等ございましたら、お伺いしたいと思えますのでよろしくお願ひします。

農林課職員 ただいまの説明がございました中に、XXXXXXXXXX、最後から二つ目にご説明したのになります、その中のですね、農業経営基盤強化促進法の①農業経営体の営農活動の現状及び目標の中の(1)営農類型の目標が令和8年となっておりますが、令和10年に。併せてですね、その下の②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の(1)生産の目標年があるのですが、ここも同じく令和8年になっておるところを令和10年と修正していただきたいと思えます。すいません。私からは以上です。

会長 なつとるんちゃうん。

農林課職員 失礼いたしました。私の手持ちの資料が間違っていて、2枚目の方ですね、(参考)経営の構成の(1)構成員・役員の見通しのところがですね、令和8年になっておるところが令和10年に修正をお願いします。

会長 ちょっと数があったんですが、新規を見たり、あと6つの方針ということやね。これ、XXXXXXXXXXさんは新規か。

農林課職員 そうですね。このXXXXXXXXXXさんは今、新規就農者なんですけど。

会長 ああ、認定新規か。

農林課職員 新規就農者から認定農業者に変わるときは新規ということ。

会長 そしたらXXXXXXXXXXさんもそういうことやな。

農林課職員 XXXXXXXXXXさんの場合は前まで認定農業者で個人で認定をとってたんですけど、今回は法人となるんです、この人が。個人から法人になる場合は別人格ということで、今まで個人で認定していた認定は完全に破棄されて、法人で新規という扱いです。

会長 そういうことか。

森委員 構わんですか。今、言うたXXXXXXXXXXさんのところなんですけど。所得が目標が令和10年で4,100,000円で、今から言うたら100,000円の増ですよ。で、経営の方が生乳が現状900kgが、200頭の6,000kgの目標になっていますよね。約7倍ぐらいに増えて、所得の目標100,000円増というのは矛盾はせんのですかね。所得のことなんで、売り上げではないみたいなんで、それはそれでありなんですかね。

農林課職員 現状は計画の審査会の時に決算書とかを見て、色々、普及の職員と見ながら現状のこの決算書にある金額を当てはめて、目標の方もあまり高くしすぎると計画を達成できないとなったら、それはそれでちょっとよろしくないんで目標も現状から無理のない数字を当てはめようということでこの数字にしています。

農林課職員 すいません。今の■■■■さんなんですけれども。1点、追加でと言いますか、今回法人化したことによってですね、結構、設備投資を行うということで3枚目にですね、取得計画、農業用機械を購入されるうえでどうしても減価償却費が発生しますもので、それも相まって所得の方が低く抑えられているということで、よろしく願いいたします。

会長職務代理 ■■■■、3枚目の機械の取得計画、トラクター100馬力2台も買う計画をしとるんですか。計画やけん、別に構んのやけど。

農林課職員 ここに書かれている計画というのが、少しでも今後買う計画があるのであればここに書いておくようになってまして。ここに書いてなくて後で買いたいですとなった時に計画に無かったら、無いからいうことで指摘が入るので、少しでも可能性があれば計画に入れるようにしております。

会長職務代理 一応、書いとくんやね。書いとくだけはね。

農林課職員 そうです。

平井委員 それは地をひくトラクターでないや。餌をやる機械を引っ張るトラクター。給餌機を引っ張るトラクターがいるんや。そのトラクターや。地をひくトラクターだったら田を10丁とか15丁とか、そんな人は牛飼えん。そなん牛も飼って田もせえ、それは無理や。田は田でする人は作って、飼料作物を畜産農家へ供給するような体系を作らなんだら、草農家は飼料を作れ言うたって手いっぱい。

会長 その他、ご意見ございますか。  
認定農業者は何名になるんかな。数は一緒か。

農林課職員 数は一緒になります。

会長 一緒やな。新規から認定になったんと個人から法人になったんと。86くらいか。

農林課職員 現在が71。

会長 71か。だいぶ減ったのう。やっぱり、2、3年前に比べてちょっと減ってるんで。

会長職務代理 前は87くらい居った。

会長 87とか90とか。若い人が頑張っていたかかないかん。ぜひ数字が上がる方向で活動をお願いしたいと思います。内容的には以上でよろしいですか。

委員一同 (意見なし)

会長 そういうことで、よろしくご指導お願いします。

農林課職員 ありがとうございます。

会長 それでは次第に戻りますと、(4)その他、でございますが、何かございますか。どうぞ。

原内委員 三木町の方で作業委託協議会か何かあるんですか。作業委託の協議会か何か。作業委託

の料金か何かを決めているところは。数軒の農家から要望というか、みたいなのがあって。作業委託料の値上げの方をちょっとお願いしたいという要望が結構あってるんですよ。その辺をちょっと。

会長 例えば、田植えとか稲刈りとかいう。

原内委員 で、今ちょっと近々に言われてるんが、お米の集荷の方の農家へ行って引き取ってくる分の運送料の方を■■■さんと同水準にしてもらえないかという要望が出とんですけど。

会長 全体的な作業費は10何年改訂してなくて、令和4年から新しい数字が出ています。

原内委員 その時にほとんどのものが据置きになったですよ。

会長 いや、何ぼかは上がっています。

原内委員 何ぼかは上がったんですけど、稲刈りの分で多少上がるとるだけで、ほとんどが据置きになっとるんですよ。

会長 まあ、少しやけどね。県下のを調べて農業委員会が検討しまして、上げさせていただきました。

原内委員 今、現在、要望があった分のひとつで、お米の引き取りなんですけど、今、1袋150円でいっとんですけど、■■■さんは200円で引取りに行きよんですよ。

会長 ■■■さん。

原内委員 そこまでの水準まで上げて欲しいという要望がちょっと来とんです。その辺、ちょっと検討していただけないかなと。

会長 ずうっと昔に三木町に機械銀行というのがありまして、そこが管理しておたんやけど、それがもう実際動きがなくなって、どうすんやいうことで農業委員会で一昨年从去年にかけて、県下のデータを分析しまして、三木町も見直しをせないかんいうことで、見直したのを農業委員会で決とって、実際に動き出したのが去年の4月から新しい数字で動いています。それを今後、どうしていくかいうことになる、農業委員会の審議になると結構時間がかかりましてね、我々としても農業機械銀行を動くようにしていきたいなあという動きで今、動いています。ですから、今すぐ単価をここで決めるということにはなっていないんです。あえてやろうと思えば、農業委員会で昨年、一昨年で決めましたんで、どこでどうしていくかという論議をまた始めないかんということにはなるんやけどね。一番早いルートでは、町の機械銀行を動けるようにして、そこで改定議論も見直していきたいなあというような構想は持っています。原内さんがおっしゃるよう到来月から200円にしようという形ではちょっとすぐには動けないということです。

原内委員 もう、ちょっときついは正直言われています。前回、180円までは上げてくれると言った時に据え置きになった時もやめんかいう話は出とったんですけど。

会長 それは、今おっしゃってるのは、米の出荷。

原内委員 出荷の方の価格は、今日の委員会に上げてみますわということ。

会長 農協の営農が直接、話しよるからね。

原内委員 農協の方はタッチできんので、こっちで上げてくださって言われたんですよ。こっちの方の委託料の雛形に沿ってやっていくんで。

会長 それで、150円になっとるわね。

原内委員 僕もやってるんですけど、やり始めた時から一銭も上がってないんですよ。20何年やってますけど。

会長 150円は動いてなかったのかなあ。

原内委員 動いてないんですよ。20何年、動いてないんですよ。

会長 どれくらいだったんか、ちょっと思い出せんけど。

原内委員 僕が始めた頃から、ずっとその値段だったんですよ。さすがにもう、特に去年から色々な物価が上がってるんで、それはもうきついということ。どうにかしてもらえないかなということ。

会長 さっき言ったように数字上の改定でいけば、今先程言うたようになるんやけどな。  
■さんがそういう仕事してるん。

原内委員 1件、2件ぐらい地方の方であるらしくて、それで今なんぼでいきよん言うて問い合わせたら、それでいきよるんやけど、そこももう受けんのちゃうんいう話なんやけど。

会長 課長、さっき言うたように一昨年に見直しをしたんやわ。それでは、今、原内委員さんがおっしゃる150円いうんは改定してなかったように思うな。

事務局 状況を調べさせてください。今度の委員会でも報告させてもらって。

会長 他の市町の状況があるんで、それをちょっと調べさせていただくんでええかなあ。事務局で調べてみるんで。各市町は機械銀行いうんが、結構動いとんです。そういう組織があるんですけどね。それを三木町も再建せないかんなど思っているところなんでね。ちょっと調べさせてください。  
あと、何かございませんか。

委員一同 (意見なし)

会長 それでは、定例会の審議は以上になります。事務局にお返しします。

事務局 それでは、次第の3で行事予定について、お知らせいたします。  
【8月の行事予定について通知】  
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会8月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

16時25分 閉会

